

## 西尾市立看護専門学校評価委員会規程

### (目的及び設置)

第1条 この規程は、西尾市立看護専門学校（以下「学校」という。）の教育の質の向上及び学校の設置目的を達成するため、西尾市立看護専門学校評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 評価委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 学校教職員が自ら評価を行う学校運営評価の企画立案、実施、分析、及び進行管理に関すること。
- (2) 学校運営評価の最終評価に関すること。
- (3) 学校運営評価の報告書の作成及び公表に関すること。
- (4) 学校運営評価結果に対する学校関係者による評価（以下「学校関係者評価」という。）の実施及びその評価結果をふまえた今後の改善方策に関すること。

### (組織)

第3条 評価委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学校長
- (2) 健康福祉部長
- (3) 副学校長
- (4) 教務長
- (5) 事務長
- (6) 教務長補佐
- (7) 主査
- (8) 学校長が指名する教職員

### (委員長)

第4条 評価委員会に委員長を置き、委員長は学校長とする。

- 2 委員長は、会務を総理する。

### (会議)

第5条 評価委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員長に事故あるときは、副学校長がその職務を代理する。
- 3 委員長は必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。なお、この場合、口頭で意見を述べ、あるいは書面で意見を提出することができる。

### (ワーキンググループの設置)

第6条 評価委員会の事務を円滑に行うため、ワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループの委員は、学校長が指名する教職員とし、評価委員会審議に関する調査、研究及び資料作成等を行う。

(学校運営評価)

第7条 学校運営評価の内容は、学校の教育機関としての機能を包括的に判定するものとし、次に掲げる事項とする。

- (1)教育理念・教育目的に関する事項
- (2)教育目標に関する事項
- (3)教育課程経営に関する事項
- (4)教授・学習・評価過程に関する事項
- (5)経営・管理過程に関する事項
- (6)入学・卒業・就業・進学に関する事項
- (7)地域社会・国際交流に関する事項
- (8)研究活動等に関する事項
- (9)その他学校運営等に関し、学校長が必要と認める事項

(学校関係者評価員の委嘱)

第8条 学校関係者評価を行う学校関係者評価員は複数人とし、市民代表者、医療関係者及び教育関係者のうちから市長が委嘱する。

(規程の改正)

第9条 この規程の改正は、西尾市立看護専門学校運営委員会（以下「運営委員会」という。）に諮らなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は運営委員会に諮り、学校長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年7月17日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年5月27日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。